

第4回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成24年 2月 7日（火）
ところ 兵庫県動物愛護センター多目的ホール

- 1 第1回、第2回及び第3回会議議事要旨の確認について

- 2 協議事項にもとづく意見交換について

- 3 その他について

（添付資料）

- 資料1 第4回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第1回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（第2回修正案）
- 資料3 第2回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（第1回修正案）
- 資料4 第3回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）
- 資料5 犬の殺処分数ゼロに向けた取り組みについて
- 資料6 動物愛護推進員について

第 4 回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役 職 名 等	氏 名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会員	福井 祐子
一般社団法人尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
市 民	阿鹿 麻見子
市 民	竹本 眞智子
市 民	桑畑 和子
市 民	三田 一三
尼崎市保健所長	郷司 純子

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

【事務局他】

所 属	氏 名
健康福祉局参与（保健衛生担当）	辻本 正樹
健康福祉局生活衛生課長	後藤 修志
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター技術員	山崎 綱士

第 1 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（第 2 回修正案）

1 日 時

平成 23 年 9 月 6 日（火） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで。

2 場 所

兵庫県動物愛護センター愛護館多目的ホール

3 出席者

（1）委 員 10 名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、郷司純子、三田一三、竹本眞智子、
福井祐子、藤原軍次、吉川博敏

（2）事務局等 5 名

辻本健康福祉局参与、後藤生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原動物愛護担当
係長及び山崎技術員

4 概 要

- （1）委嘱式を行い、自己紹介を行った後、協議会の会長に大参委員（副会長に三田委員）を選出した。
- （2）2 名の委員から協議会設置要綱の修正要望があったが協議の結果、現行どおり行うことを確認した。
- （3）傍聴の取り扱い、会議資料及び議事要旨の公開、今後の協議会の進め方については、原案どおり取り扱うことを確認した。
- （4）また、ホームページに掲載する会議資料については、事務局が事前に配布したものに限ることとなった。
- （5）事務局から、「尼崎市における動物愛護管理業務の現状と提言の概要」と協議会での「今後の協議事項の抽出」について説明が行われた後、委員による意見交換が行われた。

5 内 容

（1）委嘱状交付

辻本参与から 10 名の委員に尼崎市動物愛護管理推進協議会委員の委嘱状が交付された。

（2）挨拶

辻本参与が開会の挨拶を行なった。

（3）委員等の紹介

事務局が委員等の紹介を行なった。

(4) 委員の自己紹介

10名の委員が順次自己紹介を行なった。

(5) 協議会設置要綱の修正要望

2名の委員から協議会設置要綱の修正要望があったが、協議の結果、現行どおり行うことを確認した。その際、次のような意見があった。

【委員】

事業者からの犬の大量引取りとその後の行政対応の不手際を踏まえ、今後の具体的な再発防止策を協議することは、当協議会の大変重要な役割の一つであると思う。

また、安楽死処置に用いる薬剤の使用記録のあり方についても、具体的な協議を行う必要があると思われる。

(6) 会長選出

事務局から会長の選出について委員に諮ったところ、1名の推薦があったが、本人が固辞した。改めて諮ったところ大参委員から立候補の意思表示があり、委員全員の賛同を得られたため会長に就任した。会長代理については、会議終了時に会長から三田委員の指名があり委員全員の賛同を得た。

(7) 協議会の趣旨説明

後藤生活衛生課長が協議会の趣旨説明を行い、その後、次のような意見交換が行なわれた。

【委員】

資料7で提言の現状と課題がまとめられているが、これらは市の各部署で共有されているのか。現状と課題について検討会議の委員から市にボールが投げられている。それに対する市の答えを示して欲しい。

【事務局】

本来ならば提言を受けて市の行動計画を作成し、それに基づいて具体的に行動するパターンが多いが、今回は実践を急ぐということもあり、できることから行なっていく、同時平行的に市としての考え方を統一していくように考えている。

【委員】

玉虫色で書いてあるが、時間や費用がかかること、すぐできることなどの分類をして欲しい。それがそのまま協議会を進めるのは目的がはっきりしないのではないか。

前回の検討会議と今回の協議会は違うものであるから、区切りとして検討会議の提言に対しての市としての答えを示すべきと考える。

【事務局】

市としても一定の整理はしている。協議会に諮りながら実際に具体化するためのアイデアを出していかなければならないは、それを市から示すことは失礼だと考えている。

委員の皆さんから意見や宿題をいただいた中で、再度整理し直すことが必要だと思う。提言を受けたのち、市として整理したものを次回資料として出す。

(8) 協議会の運営について

ア 傍聴の取り扱いについて

事務局から資料3に基づく説明があり、協議の後、原案どおり取り扱うこととなった。

(※この後、3名の傍聴希望者が入室した。)

イ 会議資料及び議事要旨の公開について

事務局から資料4に基づく説明があり、協議の後、原案どおり公開することとなった。

また、ホームページに掲載する会議資料については、事務局が事前に配布したものに限り(委員が当日配布した資料は掲載しない)こととなった。

ウ 今後の協議会の進め方について

事務局から資料4に基づく説明があり、協議の後、原案どおり進めていくこととなった。

会議を続ける中で、具体的に可能なアイデアが決まれば、すぐに取り組んでいくこととなった。

(9) 尼崎市における動物愛護管理業務の現状と提言の概要について

事務局から資料6及び資料7に基づく説明があった。

(10) 今後の協議事項の抽出について

事務局から資料8に基づく説明があり、その後、次のような意見交換が行なわれた。

【委員】

殺処分ゼロを目指すには不妊去勢手術が必要であり、収容される動物の数を少なくすることを考えなければいけない。そのためには費用が必要である。

市の助成金はありがたいがわずかである。活動をしている人はかなりの金額を個人で負担している。財源さえ確保できたら、ほとんどの問題は解決できるのではないかと。動物愛護基金のようなものを考える必要がある。

【委員】

以前のケネル事件、直近のソムノペンチルの6本紛失等の再発防止の取り組みについての協議が必要だと思う。

(※事務局補足説明：ソムノペンチル紛失の事実はありません。)

警察との連携のあり方についても協議事項に入れて欲しい。
動物愛護センターの見回り番、チェックシートを作成して輪番制で関わりたい。
動物愛護センターに引取りを求めた飼い主への説明などに関わりたい。
市内の学生など若い世代へのアプローチが必要である。

【会 長】

個別にではなく、啓蒙普及や動物愛護センター業務のサポートのようなことができればと思う。普及啓発に関して、今以上に細かく、できること、できないことを分けていくべきである。

【委 員】

警察の協議会への参加はどうなっているのか。

【事務局】

協議会を開催するにあたり市内3警察署に打診したが、参加できない旨の回答があった。

【委 員】

兵庫県警からの通達として、明らかに飼い主がいるであろうと見られるねこ、首輪をつけているねこに関しては拾得物として扱うという通達が出ている。今回入っている首輪のあるねこは拾得物として扱われずに、一時預かりとなって警察に入り、今動物愛護センターにいる。西宮市は同じような事例で警察と行政、ボランティアが連携している。

【事務局】

警察の通達の件については気になったので、南警察に確認したが、県警の正式発表としてそのような通達はないと言われた。また、首輪のついているねこについても一時預かりではなく、愛護センターへの引渡しという形で渡されている。拾った人の代わりに警察が動物愛護センターへ引き渡すとの書面に署名がなされて行われたものである。警察が説明した後で納得して署名しているものである。

動物愛護センターに收容される動物を減らすためにも、どのような仕組みを作っていけばよいのかを考えていくのがこの協議会であると考えている。

【委 員】

市のホームページに收容動物の写真が載っているが、ホームページを見ない市民もいる。そのために写真の載った一覧表を作成したが動物病院内に貼ってもらえるのか。

【委 員】

全てではないが可能だと思う。啓蒙ということも含めて多くの病院で貼ってくれると思う。不妊手術の是非についてだが、例えば家庭動物に対してと地域ねこに対しては違う。地域ねこに対して手術は必要である。

【会 長】

家ねこなのに屋外で生活しているねこが多い。それも含めた適正飼育指導が必要である。ねこの分科会をつくってもいいのではないか。

愛護基金のあり方やセンター業務へのサポートについて次回整理して話をしていきたい。あと、警察の参加についても再度検討して欲しい。

【委 員】

行動学的に言うと、ねこは畳2畳で生活できる。可哀想というのは人間の価値観であり、小さいときから家の中で飼えば怖がって外には出て行かない。

【委 員】

他団体等で活躍されている人を招いて協議会で勉強してはどうか。

4つの課題に加えて事件の再発防止の取り組みも協議すべきではないか。

【事務局】

ソムノペンチルの件については紛失の事実はないし、事件にもなっていない。説明させてもらうが。

【会 長】

次回に協議させてもらう。

【委 員】

次回会議で次々回の日程についても決めていただきたい。

(以 上)

第2回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（第1回修正案）

1 日 時

平成23年10月18日（火） 午後2時から午後4時20分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター愛護館多目的ホール

3 出席者

(1) 委員10名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、三田一三、竹本眞智子、辻本正樹
（代理）、福井祐子、藤原軍次、吉川博敏

(2) 事務局等3名

後藤生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護担当係長

4 概 要

- (1) 第1回議事要旨については、次回、修正案をもとに協議を行うこととなった。
- (2) 今後、協議会において議論する「5つの協議事項」を確認した。
- (3) 「新たな財源の確保とその使途」について協議を行い、協議会としての考えを、次のとおりまとめた。
 - ・ 協働の理念を踏まえ、市民の思いを直接、施策に反映することが出来るような寄付金受け入れの仕組みづくりを行うべきである。
 - ・ 寄付金の使途については、「野良ねこの不妊手術費用の一部助成」の積み増しなど、動物愛護管理施策の更なる推進に市民として協力したいと思えるような事業に用いるべきである。また、それらの事業をいくつか事前に提示すべきである。
 - ・ 寄付金の受け入れ方法として、まずは寄付金を募ることから始め、その結果、かなりの寄付金が集まるようなら基金の設置を検討すべきである。また、税金の控除についても必ず行えるようにすべきである。
- (4) 「殺処分数ゼロに向けた取り組み」については次回以降、協議することとなった。

5 内 容

(1) 第1回会議録議事要旨等の確認について

事務局から、「第1回会議の議事要旨（案）」、「提言を踏まえた今後の取り組み」及び「動物愛護センターでのソムノペンチルの取り扱い」について一括説明が行われた後、委員から、第1回会議の前半で協議会設置要綱修正についての議論が行われたが、そのことが記載されていないとの意見があった。他の委員から記載は不要であるとの意見もあったが、次回会議の際に記載を要望した委員から修正要旨（案）を提出してもらい、記載の是非を協議することになった。

また、委員から動物愛護センターでのソムノペンチルの取り扱いの件などについても協議会で議論するべきであるとの意見もあったが、他の委員からそれらは協議会の場で

議論すべきことなのか、他にもっと協議しなければならないことがあるのではないかと、協議事項の整理が必要であるとの意見があった。

(2) 協議会における今後の協議事項について

事務局から、「協議会における協議事項」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委員】

殺処分数のゼロという表現だが、自信がある場合はよいが、難しいと感じるのでもう少し柔らかい表現にしたほうがよいのではないかと。

【事務局】

限りなくゼロに近づけようというニュアンスである。

【委員】

交通事故ゼロを目指すのと同じと考えれば、殺処分ゼロを目指すことに違和感を感じないが。

【委員】

多くの市民に周知して大きな運動を起こしていかなければならない。ゼロという表現よりもっと具体的な表現にしたほうがいいのではないかと。決めたのであれば最大限の努力をしなければいけない。

【委員】

ゼロの表現に抵抗はない。町内という小さな見方をするのか、市という大きな見方をするのかの違いはあっても、一つひとつの取り組みが大きなものにつながっていくと思う。

【会長】

資料5にある5つのことがらを協議会での今後の協議事項とする。

【委員】

6つ目の協議事項として、ソムノペンチル問題の再発防止策を追加すべきではないかと。

【委員】

尼崎市は収容動物の殺処分を兵庫県に委託しているが、安楽死させた死体についても生体と同じ殺処分費用が支払われている。安楽死させた動物については市内で無料で処理することが可能ではないかと。

【事務局】

このことについては、あらためてお答えします。

(3) 新たな財源の確保とその有効な活用の取り組みについて

事務局から、「新たな財源の確保とその使途」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【会 長】

単純に考えてはどうか。運用益は無理だが、集まってきたお金を動物のために使っていけるだろう。

【委 員】

基金はなかなか成功していない。金利が安いのでその運用益は少ない。
基金を作るとすれば億単位のお金を集めなければならない。今回は基金ではなく、寄付金で対応するとの提案と考えるがそれでよいか。

【事務局】

委員の皆様にはその使途についても意見をいただきたい。

【委 員】

現場で活動している側からすると、少しでも、1頭でも早く手術をしたい。
それが不幸な命、センターへの持込を減らす事につながる。基金が目標であるが、このような制度があればもっと活動が進んでいくと思う。

【委 員】

しっかりとした目標を掲げなければならないと思う。使途についても考えなければならない。少ない金額ではなくある程度の額を集めなければ制度を作る意味が無いのではないか。

【委 員】

現在、まとまった金額の寄付といった目途がないので原資が特定されているわけではない。まず制度の仕組みを作りたいとのことで、基金ではなく寄付金から始める意味があると思う。

この会議の中でできることからとしているが、財源がなければ進まない課題もある。

【事務局】

市の仕組みとして、一般の寄付として入ると市の一般財源となる。自由に使えるもので市全体としての扱いになる。それでは寄付をした人の思いを生かすことができなくなるので、それを補正予算という形で計上する形を内部で調整している。来年度4月から9月までの間で100万円位を目標額として考えている。

【委員】

寄付行為は所得税・市民税の税金控除の対象となるのか。

【事務局】

ふるさと納税に準じた仕組みを考えている。

【委員】

このような仕組みを作ってもらえれば活動がしやすい。まず街頭募金から始めていきたい。動物のためにこのお金が使われますとの説明がしやすくなる。団体としても何とか集まるのではないか。夢だが将来的には基金ができれば良いと思っている。

【委員】

野良ねこが多いとの声も多いが、寄付金で不妊手術をすることで数が減ってくれば協力してくれる人も増えてくれるのではと思う。私の住んでいる地域では、地域内のねこの手術は寄付でまかなえている。

【委員】

行政と市民の協働の推進についてNPOの設立、その活動の推進が重要である。この協議会もいずれ独立しないといけない。今は市としての枠組みだが、将来的にはこの会が独立して活動から会計まで担えるようになる方向を目指すべきだと思う。

動物愛護関係の某団体は10年ほど活動しており、予算規模は1千万円を超えているがほとんどボランティアで職員も報酬はほとんど出ていないようである。

【委員】

この制度の実施を今日決めていただきたい。私の立場で協力はできる。

目標の100万円は低すぎるのではないか。各論はいろいろあるだろうが方向性としては決めてほしい。用途については当座はねこの不妊手術費用でいいのではと思う。適正な料金は医療水準の向上にもつながると思う。

【委員】

公園で活動していると実際に寄付を申し出てくれる人もいる。寄付制度は決してマイナスにはならないと思う。

【委員】

尼崎市民は寄付に対しては反応が鈍いのではないかとと思っている。そのことを理解しておかなければいけない。よほど宣伝を大きくして、運動を広げてムードをあげていかなければ難しいと感じる。

議会に対しても事前に説明をしておくべきである。用途についても市民がわかりやすいように整理してほしい。用途についてはねこの不妊手術だけではなくもう少し全般的な表現も必要なのではないか。優先して取り組む課題はお金の付け方によって違ってくるだろう。

【委員】

方向性としてこの場で採決していただければありがたい。市としても内部で協議を進めていくことができる。

【委員】

議会に説明をするということは、市民に向けて説明をするということである。

【会長】

この件に関しては全会一致で合意。これから細かい点で苦勞することはあるだろうが、私たちもできるだけフォローしていきたい。是非進めていただきたい。

(4) 殺処分数ゼロに向けた取り組みについて

事務局から、「殺処分数ゼロに向けた取り組みについて」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

なお、会議時間が残り少なくなったため、協議については次回会議に持ち越しとなった。

【会長】

P18の保管期間の譲渡されたねこの最長日数はおかしいのではないかと。

【事務局】

訂正したものを次回に呈示する。

【委員】

P18ねこの殺処分の項目だが、送致の年齢は概ね1カ月半と書いてあるが、どうなっているのか。犬の場合のように新たに収容される数によって押し出される形での送致ではないのか。

【事務局】

決まっていない。成ねこの場合は収容房の関係での送致というよりは、もう譲渡先が見つからないだろうなどの場合の送致と考えていただきたい。

【委員】

2回以上持ってくるというのは、2回産んでいるということか。

【事務局】

毎年同じような場所で野良ねこが産んでいるということである。それを同じ人が持ってくることになる。

【委員】

持って来る人に質問等はするのか。

【事務局】

基本的には書類に記入してもらいながら聞き取りをする。顔は大体覚えているので、「地域に野良ねこが多いか」等を聞き、地域での手術の話をさせてもらう場合もある。

【委員】

第1回会議の資料の動物取扱業者への立ち入り調査の件で、今年度どのような形で実施されているかの報告を求める。

警察の通達は、尼崎南署での確認ではなかったとのことだが、昭和52年に県生活衛生課からの照会に県警が回答したものとして存在する。

【委員】

警察の通達の件は、行政ばかりに聞くのではなく、自分で警察に行き行って聞いてきたらいいのではないかと。

(5) 次回会議について

次回の会議は11月22日（火）午後2時から同じ場所で行うこととなった。
また、次回の検討項目等については事務局が会長に諮って決めることになった。

以上

第 3 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成 23 年 11 月 22 日（火） 午後 2 時から午後 4 時まで。

2 場 所

兵庫県動物愛護センター愛護館多目的ホール

3 出席者

（1）委員 10 名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、三田一三、竹本眞智子、辻本正樹、
（代理）、福井祐子、藤原軍次、吉川博敏

（2）事務局等 3 名

後藤生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原動物愛護担当係長及び山崎
技術員

4 概 要

（1）第 1 回及び第 2 回議事要旨については、次回、修正案をもとに協議を行うことと
なった。

（2）第 2 回協議会で議論を行なった「新たな財源の確保とその使途」を具現化するた
めの取り組みの進捗状況について事務局から説明を行なった後、次のような協議が
行われた。

- ・ 平成 24 年 4 月から寄付金の受付が行なえるよう準備を進めている。
- ・ 集まった寄付金は補正予算を組む形で施策に反映していきたい。
- ・ 提言を具現化するために募る寄付金であるのならば、その使途・目的を明確にする必要がある。
- ・ 集まった寄付金の具体的な使途については、新たな会議体若しくはこの協議会で検討すべきである。

（3）市が行なっている収容動物の譲渡について、次のような協議が行われた。

- ・ 市のホームページに収容動物の写真を掲載してから譲渡数が増加している。
- ・ 動物病院などにも協力いただき、更なる情報発信に努めるべきである。
- ・ 譲渡対象者を尼崎市内から阪神間などへ広げることも検討すべきである。
- ・ 動物愛護推進員を早く募集し、市に収容された犬・ねこの「一時預かりボランティア制度」や、飼えなくなった犬・ねこの「里親探し活動」などの活動に取り組むべきである。

(4) 殺処分数ゼロに向けた取り組みについて、次のような協議が行われた。

そして、次回の協議会で、飼えなくなった犬・ねこの引取りを市に求める前に、新たな飼い主を探すことができるような仕組みづくりを協議することとなった。

- ・ 登録制度がないねこについては、室内飼いの継続的な普及啓発が必要である。
- ・ 収容犬のシャンプーやトリミングを行ってくれるボランティアを募集すべきである。
- ・ まずは、飼えなくなった犬の引取りを市に求める前に、新たな飼い主を探すことができるような仕組みづくりの検討を行う必要がある。

5 内 容

(1) 第1回及び第2回会議録議事要旨の確認について

事務局から、「第1回会議の議事要旨（第1回修正案）」と「第2回会議の議事要旨（案）」について一括説明が行われた後、委員から自身の発言を詳細に載せてほしい旨等の意見があった。

この件については会長が預かり、事務局と協議のうえ、次回会議に修正案を提示することとなった。

(2) 新たな財源の確保とその使途について

第2回協議会で議論を行なった「新たな財源の確保とその使途」を具現化するための取り組みの進捗状況について事務局から説明を行なった後、次のような協議が行われた。

【事務局】

先日、市長に説明を行ったところ、寄付金の使途について「ねこの不妊手術費用の一部助成」以外の使途についても検討するようにとの指示があった。

【委 員】

計画はどうなっているのか。今後、どのような形で進めていくのかを具体的に示して欲しい。

【事務局】

次年度予算を策定し、議会の承認を得なければならないが、平成24年4月1日から寄付金の募集を行い、集まった寄付金は、補正予算を組む形で施策に反映していきたい。寄付金が予想を上回った場合は、次年度へ繰り越すのか、それとも基金を作るのかを検討していかなければならない。

【委員】

市民は目的をもって寄付をする。その用途については市民参加型の委員会で決めるようにしてほしい。

【委員】

寄付金の用途については、不妊手術だけではなく、動物愛護全般であることなどを4月の時点ではっきりとしておくべきである。

【議長】

例えば学校飼育動物にも使えるなど、寄付金の目的とテーマをはっきりとしておいて欲しい。

【委員】

第一は提言の内容を現実的に実行するために使うこと。そのための具体的な取り組みをこの協議会の中で検討できるのではないか。

【事務局】

実施する内容によって税金を使うべきか、それとも寄付金を利用すべきかを検討する必要がある。

【委員】

収容動物の譲渡などを進めていくためにも、動物愛護推進員やボランティアなどの募集を早く進めて欲しい。すぐには集まらないと思うので。

【議長】

収容動物の情報はホームページや口コミで広がっているのか。

【事務局】

ホームページの効果が大きいと感じている。4月から収容動物の写真を掲載しているが、その影響もあってか以降譲渡数が増えている。

収容動物情報を動物病院などに掲示してもらうことなども方法のひとつである。

動物愛護推進員については、その活動内容について具体的に何をするのかを明確にしなければならないと考えている。協議会の場で推進員の活用方法などについて検討をいただき、それから募集という手順で進めていきたい。

【委員】

動物愛護推進員の活動内容について、収容動物の一時預かり、センターに引き取られる犬・ねこの事前里親探し活動などを考えていきたい。

警察や自治体に引き取りを求める前に、連絡を受けた団体等が里親を探す活動をしている自治体もある。尼崎でもそのような活動ができればよいと思う。

【議長】

動物愛護団体にもいろいろあるので考える必要がある。

次回の協議会で動物愛護推進員制度について協議を行いたい。

【委員】

現在は、譲渡対象が尼崎市民となっているが、例えば阪神間に広げるなどを考えていただきたい。

【議長】

資料に基づいての意見はありますか。

【委員】

犬については未登録の問題がある。ねこについては登録制度がないため把握しようがない。犬は法律があるので回覧などで適正な飼い方を啓発できるが、ねこはどのような啓発の方法があるのか。

【委員】

資料の20ページに書かれている「取り組みの方向性」の3つに絞られると思う。例えばねこを外に出して飼っている人も多いが、室内飼いは科学的な根拠に基づいているので室内飼いの継続的な普及啓発が必要であると思う。

【委員】

犬とねこは分けて議論していかないといけない。

【委員】

犬へのマイクロチップの埋め込みを広めて欲しい。

【委員】

病院で避妊去勢手術をする際に、マイクロチップをセットで埋め込むことは可能だと思う。例えば、募金箱設置やマイクロチップ埋め込みに協力してくれ

る病院を「行政に協力している病院」としてホームページなどで載せることができれば協力病院も増えるのではないか。

【委員】

収容動物のシャンプーや皮膚病、のみ取りなどのケアをして欲しい。

【委員】

寄付金の使い道の議論になるのではないか。

【委員】

シャンプーやトリミングのボランティアも考えられるのではないか。

【事務局】

市内の動物美容業者にボランティア募集を呼びかけることもできると思う。

【委員】

譲渡会を開催してはどうか。譲渡にあたっては1～2週間の試し飼いも考えてみてはどうか。

【委員】

譲渡希望者が高齢者の場合はどうしているのか。

【事務局】

自治体によっては65歳などの年齢で断る場合もあるが、尼崎市の場合は、譲渡動物の予想余命や、飼えなくなった場合の親族の対応などを総合的に勘案して決めている。

【委員】

「取り組みの方向性」についてボランティアで市民として担える部分があるのかどうか。

【事務局】

「取り組みの方向性」には、センターとして十分に対応できていない項目を記載している。全体的な方向性としては啓発に力を入れることになる。

【委員】

犬の登録は人のための制度である。登録及び狂犬病予防注射接種率の向上ともに議論しにくい内容ではないか。議論しやすいテーマは「飼えなくなった犬をセンターが引き取る前に、新たな飼い主を探すことができるようにする」ことだと思う。

【委員】

ホームページを見れない人もいるので、市報や回覧文などでの広報も行って欲しい。

【委員】

休日の愛護センターの開所も検討して欲しい。

ホームページは収容動物の情報発信なのか、譲渡対象の犬の情報発信なのか見ていてはっきりしない。収容動物の情報発信ならば全ての犬の情報を載せなければならない。掲載されない犬があった。

【事務局】

両方を兼ねている。原則として収容された犬を載せているが、譲渡のページから収容動物のページへリンクさせており、事実上は兼ねていることになる。

全頭掲載については、南部臨海地域の野犬や重度の負傷動物については掲載しないことがある。頻度としては年に一度あるかないかだが。

【委員】

地域で問題になっているのは「ふんの放置」である。これまでも啓発を行っているがなかなか無くならない。

【委員】

ホームページの収容動物情報に「譲渡されました」と掲載されることによって、センターに収容されたら譲渡してもらえると誤解する人がいるので、譲渡されたことを掲載する必要はないのではないかと思う。

あと、行方不明や保護の情報について、警察とセンターはいつ連絡を取り合っているのか。速やかな連携をお願いしたい。

【事務局】

警察に収容された場合は、すぐに連絡が入る。また、センターに入った場合もすぐに近隣警察署、県センター、西宮市動管にFAXで情報を入れている。

【議 長】

先ほどのホームページの件だが、譲渡も返還されず写真がなくなった動物については、殺処分されましたと記載すべきなのではないかと思うが。

【事務局】

今は譲渡と返還だけを記載している。殺処分されたことを隠すのではなく、譲渡されたというプラスのイメージを前面に出したいというのが理由である。

【委 員】

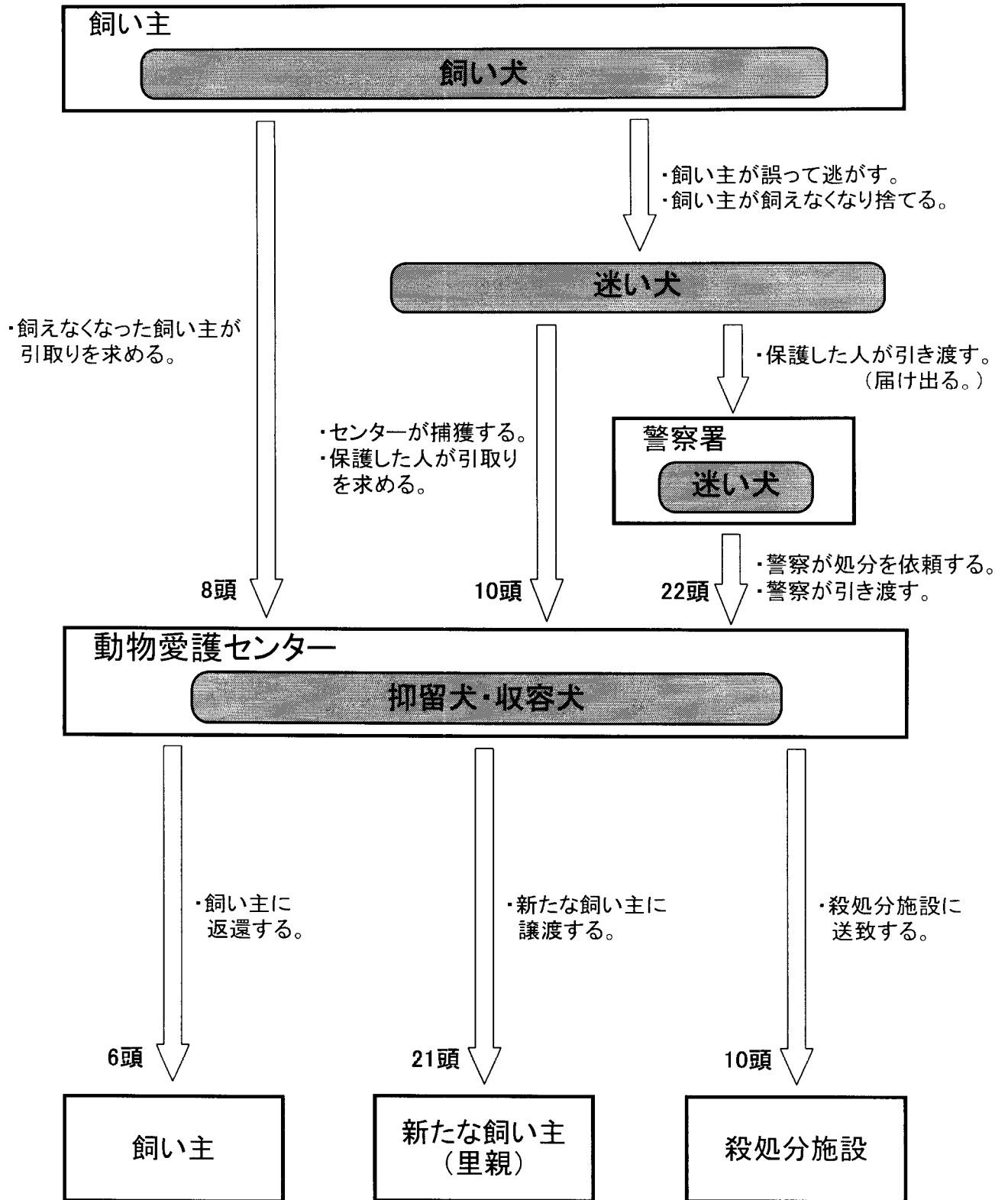
譲渡と殺処分の両方を載せるか、両方とも載せないかではないか。

【委 員】

今後の課題として検討すべきである。

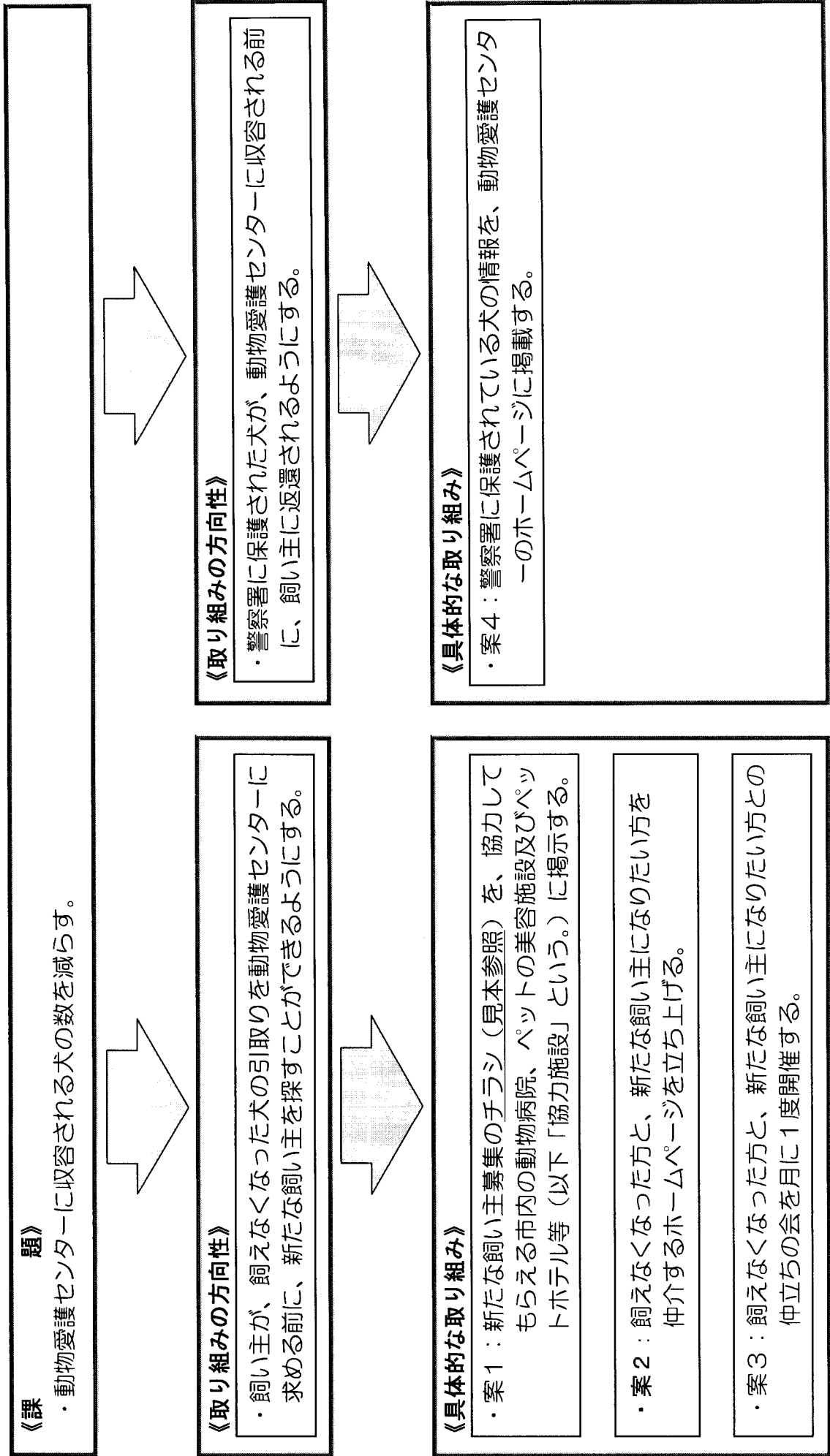
犬に殺処分数ゼロに向けた取り組みについて

1 飼い犬の収容等状況について



※数値は平成23年11月末時点の成犬の数

2 収容される犬の数を減らすための具体的な取り組みについて



(案1)

- ・新たな飼い主募集のチラシ（見本参照）を、協力してもらえる市内の動物病院、ペットの美容施設及びペットホテル等（以下「協力施設」という。）に掲示してもらう。

1 概要

- ・ 飼えなくなった方が、動物愛護センターに連絡を入れ、犬の特徴と連絡方法を伝える。
- ・ 動物愛護センターは、その情報をパソコンに入力し、協力施設に電子メールで送信する。
- ・ 協力施設は、動物愛護センターから送信されたデータをプリンタアウトして設内に掲示する。

2 課題

- ・ どれだけの施設から協力を得ることができるか。

3 その他

- ・ 動物愛護センターに収容されておる犬の新たな飼い主募集のチラシも併せて掲示してもらえればより望ましいが。

(案2)

- ・ 飼えなくなった方と、新たな飼い主になりたい方を仲介するホームページを立ち上げる。

1 概要

- ・ 飼えなくなった方がホームページに、犬の特徴（写真）や連絡先等の書き込みを行う。
- ・ その情報を見た里親希望者が、飼えなくなった方に連絡を入れる。
- ・ 双方で話しがまとまれば譲渡が成立する。

2 課題

- ・ 既に、民間団体等が立ち上げた同様のホームページが多数存在している。
- ・ 費用・技術上の問題を含め、ホームページの立ち上げと管理を誰が行うのか。

(案3)

- ・ 飼えなくなった方と、新たな飼い主になりたい方との仲立ちの会を月に1度開催する。

1 概要

- ・ 飼えなくなった方（尼崎市民に限る）と、新たな飼い主になりたい方（尼崎市民でなくても構わない）が、月に1度の決まった日時場所に集まる（飼えなくなった方は犬を連れてくる）。
- ・ 双方で話しがまとまれば譲渡が成立する。

2 課題

- ・ 仲立ちの会を誰が、何時、何処で行うのか。

(案4)

- ・ 警察署に保護されている犬の特徴を、動物愛護センターのホームページに掲載する。

1 概要

- ・ 警察署に保護された犬の性別・毛色等の情報を、動物愛護センターに収容される前に動物愛護センターのホームページに掲載する。

2 課題

- ・ 警察署の協力を得ることができるか。

「新たな飼い主」となっていたただけの方を探しています。

- ・ 事情により、犬を飼えなくなった方が、新たな飼い主となっていただけの方を探しています。
- ・ 新たな飼い主になっただけの方がおられましたら、申し訳ありませんが、下記の「電話番号」もしくは、「メールアドレス」まで、ご連絡をお願いいたします。



種類：雑種
性別：オス
年齢：3歳
体格：小型
毛色：白茶

(ご連絡先)

090-1111-1111まで
電話してください。

種類：雑種
性別：オス
年齢：3歳
体格：小型
毛色：白茶

(ご連絡先)

abcefg@co.jpまで
メールしてください。

種類：雑種
性別：オス
年齢：10歳
体格：小型
毛色：白茶黒

(ご連絡先)

hi jklmn@co.jpまで
メールしてください。

種類：雑種
性別：オス
年齢：8歳
体格：小型
毛色：うす茶

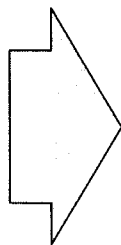
(ご連絡先)

opqrstu@co.jpまで
メールしてください。

3 返還若しくは譲渡される犬の数を増やすための具体的な取り組みについて

《課題》

- ・動物愛護センターに収容された後、返還若しくは譲渡される犬の数を増やす。



《取り組みの方向性》

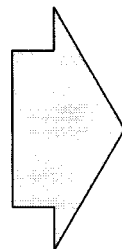
- ・動物愛護センターで、収容した犬の譲渡事業を行なっていることをより多くの市民に周知する。

- ・動物愛護センターに収容されている犬の性別や毛色等の情報をより多くの市民に周知する。

- ・動物愛護センターの収容能力を超えた頭数の犬を収容できるようにする。

- ・犬の新たな飼い主になってくれる市民を更に発掘する。

- ・動物愛護センターに収容されている犬の容姿を整える。



《具体的な取り組み》

- ・案1：「収容犬の一時預り」、「譲渡希望者の発掘」、「収容犬のトリミング」などに協力しれくれるボランティアを募集する。

- ・案2：新たな飼い主募集のを、協力してもらえる市内の動物病院、ペットの美容施設及びペットホテル等（以下「協力施設」という。）に掲示する。

動物愛護推進員について

1 法令上の規定（「動物の愛護及び管理に関する法律」抜粋）

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

2 動物愛護推進員設置要綱（案）

(1) 委嘱等

- ア 動物愛護推進員（以下「推進員」という。）は公募とする。
- イ 推進員は、尼崎市内に居住し、動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意を有する20歳以上の者の中から市長が委嘱する。
- ウ 市長は、推進員に「動物愛護推進員証」を交付する。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は2年間とする（ただし再任を妨げない）。

(3) 活動内容

推進員は、次に掲げる活動を行う。

- ア 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。

（市民からの相談受付）

- ①飼い方相談、②しつけ方相談、③健康相談 など

（市民への啓発活動）

- ①終生飼養、②他人への迷惑防止、③法令の遵守、④所有者明示 など

（地域等での啓発活動）

- ①地域での相談会、②小学校での飼い方教室、③公園でのしつけ体験 など

イ 市民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

(市民からの相談受付)

- ①飼い犬・飼いねこの不妊去勢手術の相談、
- ②野良ねこの不妊去勢手術の相談 など

ウ 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

(市民からの相談受付)

- ①飼えなくなった相談、②迷子・保護相談 など

(市民への協力)

- ①新たな飼い主探しの協力、②飼えなくなった動物の一時保護、
- ③迷子動物の飼い主探しの協力 など

エ 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力をすること。

(4) 遵守事項

推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。また、推進員には、公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し遵守すること。

ア 活動を行うにあたっては、「動物愛護推進員証」を必ず携帯し、相手からの求めがあつた場合にはこれを提示すること。

イ 推進員の身分を、当該推進員活動以外の目的で利用しないこと。

ウ 相談等を受ける者の人格を尊重し、差別的な取扱いや、不快な念をいただかせることのないよう懇切丁寧な態度で接するとともに、公平な判断で指導等を行うこと。

エ 動物愛護センターとは常に連絡を密にし、その指示に従うこと。

オ 自らの所属する団体等の目的達成のための推進員活動を利用しないこと。

カ 活動を行う上で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。また、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。

(5) 解任

ア 推進員が次のいずれかに該当する場合、市長は、これを解任することができる。

- (ア) この要綱に反する行為をしたとき
- (イ) 推進員としてふさわしくないと認められるとき
- (ウ) 尼崎市外に転居したとき
- (エ) 本人から解任の申し出があつたとき
- (オ) 法の改正等により委嘱できなくなったとき

イ 推進員は、上記の規定より解任された場合には、「動物愛護推進員証」を市長に返納しなければならない。

(6) 報 告

推進員は、年に一度、活動実績を市長に報告しなければならない。

(7) 研修会

推進員は、活動に必要な知識等を習得するとともに、推進員相互の交流と技術研鑽を図るため、市が年に一度開催する「研修会」に参加しなければならない。

(8) 報 酬

推進員に対し、活動に対する報償費や交通費など諸経費は支給しないものとする。

3 検討事項

(1) 推進員の活動について

推進員の自主性にすべて任せるのか、それとも協議会等が一定の支援を行うのか。

(2) 市民への周知について

推進員の存在を市民にどのように周知するのか。

市民からの求めに応じて行政が順次取り次ぐのか、それとも事前に次のような情報をホームページで公表するのか。

(例示：動物愛護推進員の紹介)

氏 名	連絡方法	活 動 内 容
鈴木さん	090-1111-2222 に連絡 (AM10 時～PM3 の間)	飼えなくなった犬の一時保護
山本さん	amagasaki@ab.jp に連絡	しつけ方相談、飼い方相談
田中さん	090-2222-1111 に連絡 (PM0 時～PM1 の間)	新たな飼い主探しの協力
高橋さん	amagasaki@ab.jp に連絡	野良ねこの不妊去勢手術の相談